## 監 査 報 告 書

地方独立行政法人宮城県立こども病院

理事長 今泉 益栄 殿

地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、地方独立行政法人宮城県立こども病院の第16期事業年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)の、業務、事業報告書、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、損失の処分に関する書類(案)、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの付属明細書)及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので以下のとおり報告する。

## 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事長、理事、職員(以下「役職員」という。)と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務執行状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求め、本部及び各病院において業務、財産の状況を調査した。以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

## 2 監査の結果

- (1) 法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向けて効果的かつ 効率的に実施されているものと認める。
- (2) 内部統制システムに関する業務方法書の記載は相当であると認める。また、内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘するべき重要な事項は認められない。
- (3) 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事項は認められない。
- (4) 財務諸表(貸借対照表、損益計算書、損失の処理に関する書類(案)、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの付属明細書)は法令等に適合し、法人の財政状況、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認める。
- (5) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。
- (6) 事業報告書は、法人の運営状況を正しく示しているものと認める。

令和4年6月8日

地方独立行政法人宮城県立こども病院

